

料金種別定義書（契約種別および料金）

[低圧]

[e c o 電灯Aプラン]

(1) 東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、九州電力の従量電灯Bのプラン、関西電力、中国電力、四国電力の従量電灯Aのプランに相当します。

(2) 基本料金

供給エリア	基本料金（税込）	
東北電力エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	369.6円
東京電力エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	295.24円
中部電力エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円
北陸電力エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	302.5円
関西電力エリア	1契約につき	411円
中国電力エリア	1契約につき	677円
四国電力エリア	1契約につき	633円
九州電力エリア	契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円

(3) 従量料金

供給エリア	従量料金（税込）	
東北電力エリア	1キロワット時につき	32円20銭
東京電力エリア	1キロワット時につき	32円40銭
中部電力エリア	1キロワット時につき	27円50銭
北陸電力エリア	1キロワット時につき	31円40銭
関西電力エリア	1キロワット時につき	25円30銭
中国電力エリア	1キロワット時につき	33円40銭
四国電力エリア	1キロワット時につき	32円00銭
九州電力エリア	1キロワット時につき	27円50銭

[e c o 電灯Bプラン]

(1) 東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、九州電力の従量電灯Cのプラン、関西電力、中国電力、四国電力の従量電灯Bのプランに相当します。

(2) 基本料金

基本料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

(3) 従量料金

従量料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

[動力プラン]

- (1) 東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の低圧電力のプランに相当します。
- (2) 基本料金
基本料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。
- (3) 従量料金
従量料金単価は、見積書に記載のとおりといたします。

電気料金の計算方法

月々の電気料金は、基本料金と使用した電力量に応じて計算する従量料金に、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石証書の価格を加えたものです。ただし、燃料費等調整における上限値の設定はいたしません。
なお、燃料費等調整額の算定方法は、別紙のとおりといたします。

電気料金

=

基本料金

(基本料金単価×契約電力 (キロワット))

+

従量料金

(従量料金単価×使用電力量 (キロワット時))

+

燃料費等調整額 (上限値の設定はいたしません。)

(燃料費等調整単価×使用電力量 (キロワット時))

※燃料費等調整単価は当該月分の単価にもとづき算定いたします。

+

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量 (キロワット時))

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当該年度分の告示単価にもとづき算定いたします。

+

非化石証書の価格

(非化石証書の価格は、見積書に記載のとおりといたします。)

燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

1. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	α	β	γ
東北	0.0259	0.2563	0.8915
東京	0.0048	0.3827	0.6584
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770
九州	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各エリアに適用する契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別紙の基準単価}}{1000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{別紙の基準単価}}{1000}$$

基準燃料価格は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	基準燃料価格
東北	83,500 円
東京	86,100 円
中部	45,900 円
北陸	79,800 円
関西	27,100 円
中国	80,300 円
四国	80,000 円
九州	27,400 円

3. 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 か月の使用電力量に 2（燃料費等調整単価）によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用の電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 0 0 0 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	基準単価
東北	0.197 円
東京	0.183 円
中部	0.233 円
北陸	0.165 円
関西	0.165 円
中国	0.212 円
四国	0.154 円
九州	0.136 円

離島ユニバーサルサービス調整

東北エリア、中国エリア、九州エリアに適用する契約種別ごとに、離島ユニバーサルサービス調整を行います。

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

1. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、1 0 0 円単位とし、1 0 0 円未満の端数は、1 0 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

- A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	α	β	γ
東北	1.0000	0.0000	0.0000
中国	1.0000	0.0000	0.0000
九州	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{別紙の離島基準単価}}{1000}$$

- b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{別紙の離島基準単価}}{1000}$$

離島基準燃料価格は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	離島基準燃料価格
東北	79,300 円
中国	79,300 円
九州	79,300 円

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

4. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に2（離島ユニバーサルサービス調整単価）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	基準単価
東北	0.001円
中国	0.001円
九州	0.003円